

### 3 自然との共生社会の実現

#### (1) 生物多様性の保全

##### ① 野生動植物の保全

##### ア 希少野生動植物の保護

##### (7) 希少野生動植物の状況

環境省が公表した第4次レッドリスト\*によると、絶滅危惧種は3,716種となり、環境省が選定した絶滅危惧種の総数は、海洋生物レッドリストに掲載された絶滅危惧種56種を加えると3,772種となっています。

※環境省では最新の第5次レッドリストの一部を2025(令和7)年3月から公表開始しましたが、2026(令和8)年度にかけて順次公表段階のため、第4次レッドリストの情報を掲載しています。

**環境省レッドリスト** **検索** (<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/index.html>)

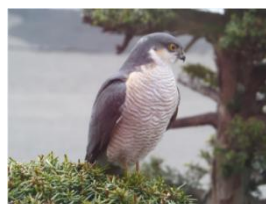
市内ではこのうち少なくとも、鳥類ではウズラ、エゾライチョウ、オオジシギ、オオタカ、オオワシ、オシドリ、オジロワシ、クマゲラ、クマタカ、コクガン、チュウヒ、ハイタカ、ハヤブサ、ヒメウ、ミサゴ、ヨタカの16種について、繁殖あるいは越冬のための飛来、魚類ではスナヤツメ、シロウオの生息、植物ではシラオイエンレイソウ、ヒメアマナ、クマガイソウ、コジマエンレイソウ、クゲヌマラン、ヒロハノカワラサイコ、コモチレンゲ、エゾマンテマ、キキョウの9種の生育が、それぞれ確認\*されています。

※2006(平成18)年公告「函館圏都市計画道路1・4・3新外環状線環境影響評価書(要約書)」など

クマゲラ (絶滅危惧Ⅱ類)



ハイタカ (準絶滅危惧)



##### (イ) 適正な保護

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」などに基づき、北海道との連携を図りながら動植物の保護に努めています。

##### イ 動植物の生息・生育環境の保全

##### (7) 動植物の生息・生育環境の状況

市内には、市民に親しまれている函館山や、袴腰岳から恵山に至る山岳地などすぐれた自然があり、そこではさまざまな動物や貴重な植物を見ることができま。動植物の貴重な生息・生育域となっている森林は52,756haで、本市面積の77.8%を占めています。

なかでも、函館山は海峡に突き出ていることから、野

鳥の生息地、海峡を通過する渡り鳥の休息地になっており、年間を通すと約150種の野鳥が見られ、鳥獣保護区特別保護地区にも指定されています(表2-5)。

また、市街地や周辺地域においては、貴重な自然を保全するとともに、自然とのふれあいを図るため、北海道自然環境等保全条例に基づく「環境緑地保護地区」や「自然景観保護地区」、北海道自然環境保全指針による「すぐれた自然地域」などに指定されているほか、北海道が指定する鳥獣保護区については、函館山鳥獣保護区など5区域が指定されています(表2-6、図2-16)。

表2-5 函館山でみられる主な野鳥

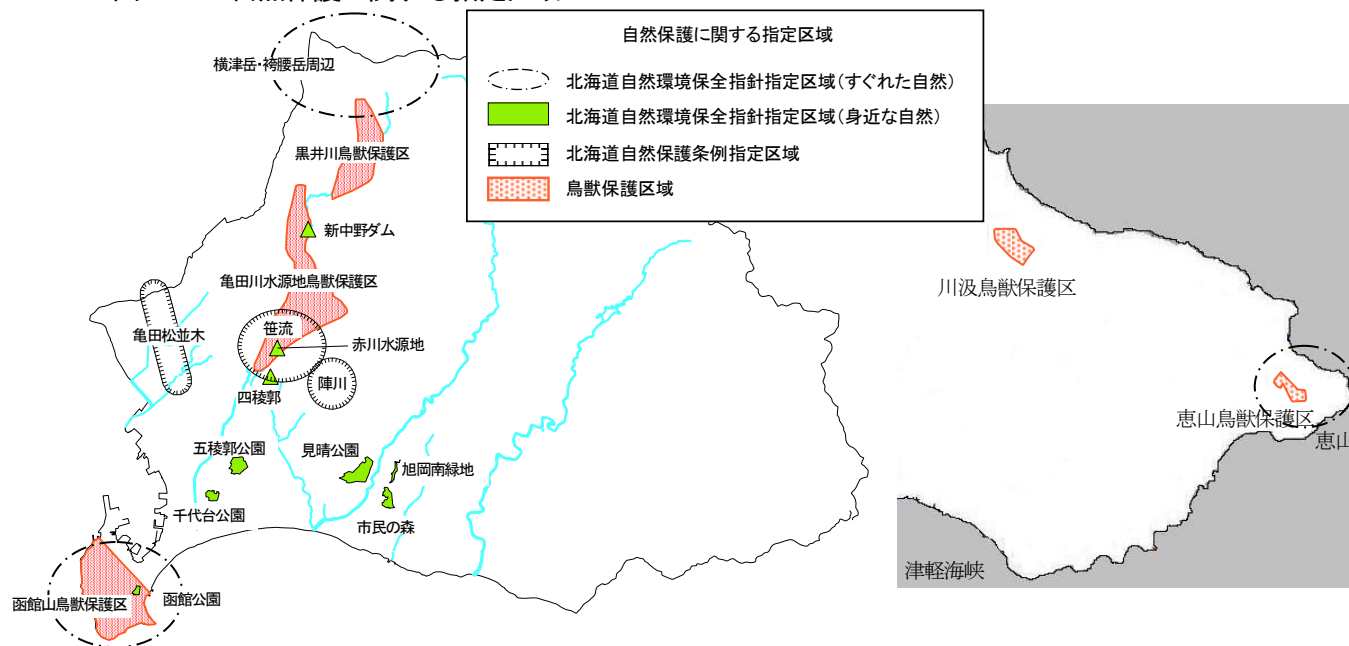
アカゲラ	ウグイス	オオルリ	キクイタダキ	キビタキ	コクガン
コゲラ	コマドリ	コルリ	シジュウカラ	シマエナガ	シメ
ジョウビタキ	ツグミ	ハクセキレイ	ハシブトガラ	ハヤブサ	ヒガラ
ヒヨドリ	ホオジロ	ミソサザイ	ミヤマカケス	メジロ	ヤマガラ
ヤマゲラ	ルリビタキ				

※出典：函館市住宅都市施設公社HP、函館山ガイドブック・たんけんガイド(函館市土木部)

表2-6 自然保護に関する指定区域(2025(令和7)年10月1日現在)

根拠となる法律等 ・ 指定区域名					
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			面積(ha)	指定期間	
鳥 獣 保護区	函館山鳥獣保護区		353(327)	R 4. 10. 1~R24. 9. 30	
	亀田川水源地鳥獣保護区		509( - )	H20. 10. 1~R10. 9. 30	
	黒井川鳥獣保護区		361( 68)	R 7. 10. 1~R27. 9. 30	
	恵山鳥獣保護区		146( - )	R 7. 10. 1~R27. 9. 30	
	川汲鳥獣保護区		208( - )	H29. 10. 1~R19. 9. 30	
	合 計			1, 598(396)	( )は特別保護地区の面積
北海道自然環境等保全条例		指定年月日	位置	面積(ha)	特徴
環 境 緑 地	亀田松並木	S47. 3. 25	函館市地内の 国道敷の一部	2. 18	アカマツ並木 (函館奉行所時代植栽)
	陣川	S48. 3. 30	陣川町13の1の 一部他	2. 97	イタヤ、ミズナラ等の 樹林地、野鳥、 一部トドマツ、スギ人工林
自 然 景 観	笹流	S48. 3. 30	水元町2他	531. 69	笹流貯水池周辺の 広葉樹林等の自然景観
北海道自然環境保全指針					
すぐれた 自 然	函館山周辺、恵山、横津岳・袴腰岳周辺				
身近な 自 然	見晴公園、市民の森、函館公園、五稜郭公園、四稜郭、千代台公園、旭岡南緑地、赤川水源地、新中野ダム				
	以下、図2-16への表示なし 武井の島、寄貝歌海岸、サンタローナカセ岬、恵山温泉、石田温泉、銚子サーフビーチ、水無温泉、銚子岬、岩戸台地、黒羽尻川、大船遺跡館周辺、万豊敷高原、町民の庭、台場山、八木浜海岸、黒鷲岬展望台周辺、川汲公園、大船公園				

図 2-16 自然保護に関する指定区域



(イ) 生息・生育環境の保全

「市街化調整区域の環境形成に関する基本方針」に基づき、自然環境などの保全や適切な都市的土地利用の誘導を図っています。

また、市有林については、森林施業計画に基づく植栽や間伐などの保育事業により、森林の適正管理を図っています。

表 2-7 河川整備の状況

河川の動植物については、これまで緩傾斜護岸や低水路の整備、管理用通路の植栽による河川緑化などの河川整備により生息環境の保全に努めています(表 2-7)。

河川名(工区名)	内容	事業期間
志海苔川	管理用通路の植栽	S57～H11
石川(石川工区)	河川緑化等	S60～H26
寺の沢川	河川の緑化	H12～H13
坂の下川	柵渠護岸	H15～H20
石川(中野川工区)	緩傾斜護岸, 低水路	H7～H20
小田島川	積ブロック護岸, 護岸工, 遊水地工等	H7～R4

② 鳥獣保護・管理の推進

ア 野生鳥獣の保護

傷病鳥獣の保護に関しては「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などに基づき、函館公園動物施設での受け入れを行うなど、関係機関と協力して対応しています。

なお、2024(令和6)年度の受け入れはありませんでした。

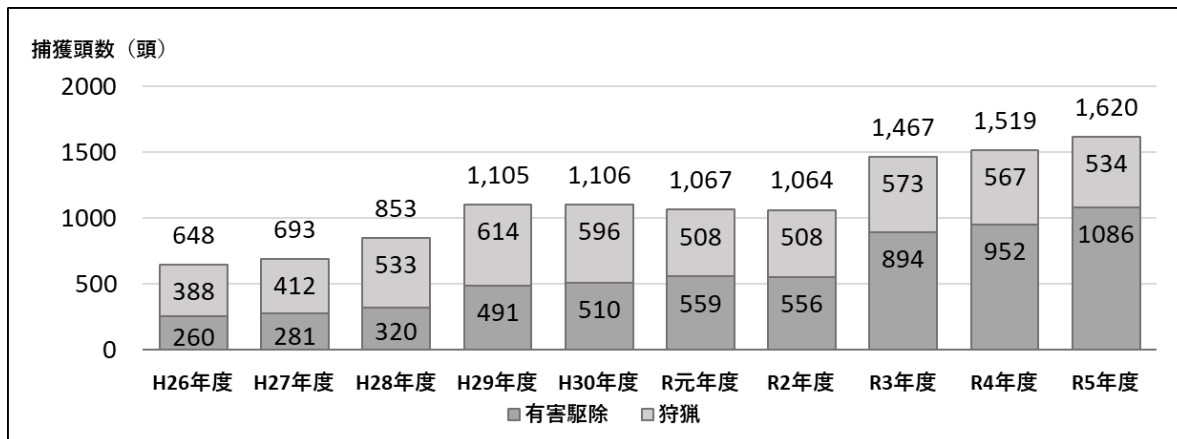
イ 鳥獣被害防止対策

近年、野生鳥獣による農業被害や車両との接触事故などが発生していることから、被害防止に向けた対策が必要となっており、中でも、エゾシカやヒグマによる農業被害が減少しないことから、市では、関係団体への委託などによる計画的なエゾシカの捕獲を実施(図 2-17)するほか、警察・ハンターと情報共有や連携を図り、銃器や箱わなによるヒグマの捕獲を実施するなど、農業被害・人的被害や生活環境被害の防止に努めています。

なお、北海道が算出した生息推定数ですが、2024(令和6)年度の南部地域(渡島・

桧山・後志)におけるエゾシカは5万頭～18万頭、2023(令和5)年度の渡島半島におけるヒグマは2,120頭とされています。

図 2-17 エゾシカ捕獲数の推移



ウ 捕獲した有害鳥獣の有効活用

「函館市鳥獣被害防止計画(第6期)」に基づき、関係団体と連携しながら、食品としての利活用を推奨しています。

③ 外来種対策

ア 外来種対策

外来種に関する正しい知識を普及させるため、環境イベントでのパネル展示などでの周知啓発のほか、生態系被害防止外来種に選定されているアメリカオニザミについて、市のホームページで注意事項の周知を図るとともに、五稜郭公園の堀に生息する特定外来生物であるブルーギルの生息調査や駆除などを行っています。

ブルーギル(特定外来生物)



駆除により捕獲の大半は小型の個体となるなど一定の効果をあげています。

④ 動物愛護・適正管理の推進

ア 動物愛護・適正管理の推進

動物の愛護や適正な飼養を普及させるため、ホームページなどによる啓発に努めているほか、収容した犬、猫の新しい飼い主の募集や終生飼養の周知啓発などを行い、殺処分の減少に取り組んでいます。

また、2024(令和6)年度に、函館市動物愛護管理センターと北海道動物愛護センター(道南センター)がオープンしました。

(2) 水や緑の活用・ふれあいの推進

① 水辺空間の充実

ア 快適な水辺空間の確保・活用

函館港大町地区において、港湾環境の向上を図るため、緑地の整備を促進するとともに、市民団体や関係団体による河川や海岸での清掃活動などの快適な水辺空間の維持に向けた取組を支援しています。

また、河川空間を活かして地域の賑わい創出をめざす国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に「松倉川かわまちづくり」が選ばれ、親水護岸や河川管理用通路の整備を進めています。2024(令和6)年度は北海道により管理用通路や転落防止柵の整備のほか、植樹工が行われました。

## ② 水や緑の保全・活用

### ア 水と緑のネットワークの確保

#### (7) 公園・緑地・河川の状況

都市公園は、身近な公園としての街区公園など機能や規模により分けられ、2024(令和6)年度末では381か所、605.15ha となっています(図2-18)。

これら都市公園のほか、恵山(活火山)を中心とした恵山道立自然公園は、高山植物やツツジの群生およびアヤマ谷地の湿原で知られ、水鳥類の飛来地にもなっています。

街路樹は都市の良好な景観形成の要素となっており、2024(令和6)年度末で約254,600本植樹しているほか、緑豊かな環境を確保し、美観風致を維持するために保存樹木や保存樹林が指定されています。

図2-18 主な都市公園位置図



函館公園



見晴公園



また、市内には、松倉川をはじめとして21の二級河川があり、その多くは山岳地から市街地を経て函館湾、津軽海峡および太平洋に注いでいます。

函館市の公園・緑地・河川

検索

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014021400365/>

#### (イ) 公園・緑地・河川の確保・管理

函館山緑地から広域公園までの主要な緑の拠点間を結ぶ、市の骨格的な軸とな

る都市公園の整備と緑環境の保全を図るとともに、河川、街路樹、広路などを保全し緑のネットワークの確保に努めています。

また、保存樹木や保存樹林について管理費の一部を助成しています。

### イ 健全な水循環の確保

森林経営計画に基づく森林の適正管理など水源かん養機能の向上を図るとともに、より安全な水道水源を確保するため水源域の保全に努めています。

河川においては、引き続き河川環境の適切な維持管理を行うことにより、水循環の確保に努めています。

また、水資源や水循環に対する意識啓発については、広報紙「企業局だより」や水道週間などの各種行事を通じて推進しています。

## ③ ふれあいの推進

### ア ふれあいの場や機会の提供

学校での花壇づくりや町会などでの花壇整備のほか、「函館駅前・西部地区花いっぱい事業」による、函館駅前広場と西部地区を結ぶルートを花で彩る空間の創出や、花のボランティア事業として公共花壇を地域の協力のもと設営しているとともに、「沿道花いっぱい運動」により沿道の花壇整備を行っているほか、野菜や花づくりなどを通じて自然とふれあう場として、函館市亀尾ふれあいの里を開設しています。

また、公園活用講座や花と緑や海岸に関する参加型ミニイベントなどの開催や、市民記念植樹、出生記念苗木交付等の記念植樹などを通じて自然とのふれあいを促進しています（表2-8）。

函館駅前・西部地区  
花いっぱい事業



表2-8 自然保護意識啓発講座など（2024年度（令和6年度）実績）

事業名	事業内容	参加数
自然体験講座	自然探索や花と緑に関するイベント 各公園/計16回	218人
緑の週間事業	市民記念植樹(市民の森)	10人
	出生記念苗木交付	3人
	緑化モデル校植樹祭	2校
自然観察等体験活動	ふるる春キャンプ	22人
	ふるる夏キャンプ	19人
	夏休みふるる函館寺子屋教室	51人
	エコキャンプ	29人
	ふるる秋キャンプ	37人
	冬休みふるる函館寺子屋教室	60人
	ふるる冬キャンプ	38人

市立函館博物館講座	夏休み自由研究「汐泊川 歴史と自然観察ツアー」	13人
環境学習「ビーチコーミング」	海岸探索&アート作品づくり	101人
小中学校における環境教育の推進	自然保護(野鳥観察, 体験学習など)	20校

### (3) 良好な景観形成の推進

#### ① 地域特性を生かした町並みづくり

##### ア 歴史的建造物・景観の保全

「函館市都市景観条例」では、市の歴史性を代表する地域約120haを「西部地区都市景観形成地域」に指定し、建築物の高さ、外観の意匠、色彩などの調和を図っています。

このうち、特に伝統的建造物が集積する約14.5haについては、「文化財保護法」に基づく「伝統的建造物群保存地区」に指定しており、伝統的建造物の保存のために補助を行っているほか、2021(令和3)年3月には、遺跡景観を有する地域約82.9haを「縄文遺跡群都市景観形成地域」に指定し、遺跡を中心とした景観保全を図っています。

**都市景観形成地域** **検索** (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012000048/>)

文化財については、特別史跡五稜郭跡の石垣の修理や調査、民間所有の文化財建造物の保存修理に対する支援を実施しているほか、世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産のひとつである史跡垣ノ島遺跡の一般公開を2021(令和3)年7月から開始しています。

また、都市景観形成地域全域を函館市屋外広告物条例に基づく「広告景観整備地区」に指定し、屋外広告物の表示を特に制限しています。

八幡坂からの眺望



史跡垣ノ島遺跡



##### イ 自然景観の保全

大規模な建築物等は町並みの景観に大きな影響を与えることがあるため、一定規模以上の建築行為等に対して誘導基準を定め、景観誘導を行いながら、魅力的な都市空間の創造を図っています。

市街地からの函館山の眺望





## イ 安定した除排雪の推進

除排雪については、安定した除排雪体制を維持するとともに、小型除雪機の貸与やスノーボランティアの活用により、市民協働による地域除雪活動を推進し、冬期間の快適な生活空間の確保に努めています。

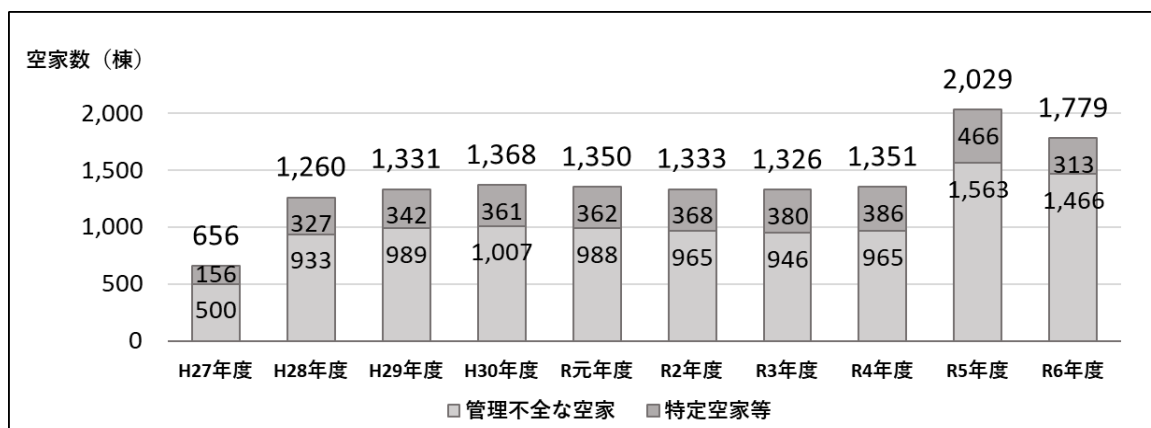
## ウ 空家・空地対策

2023(令和5)年度に、すでに調査済みの西部地区および中央部地区を除く外環状線(通称:産業道路)の内側に位置する残り39町の現地調査を新たに実施した結果、空家数が前年度までに比べ増加しておりましたが、2024(令和6)年度は、「空家等所有者の意向に関する調査」を実施した結果、物置として使用されているなど空家に該当しない建物が多く確認されたことなどから、前年度と比較して250棟が減少し、適正な管理が行われず放置されている管理不全な空家の数は、2024(令和6)年度末で1,779棟となっています。

安全で安心して暮らすことができる生活環境を保全するため、空家の除却費用への補助などを実施し、老朽化した空家の解消などに取り組んでいます。

また、管理不良で雑草等が繁茂した空き地の所有者に対して、「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、草刈りによる空き地の適正管理を指導することで、衛生害虫の発生や花粉の飛散を未然に防止するとともに、ごみの投げ捨てを防止し、良好な衛生環境の確保に努めています(図2-21)。

図2-20 管理不全な空家数の推移



※管理不全な空家：特定空家等を除く空家等

特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態などの空家等

図2-21 空き地の管理に対する指導件数の推移

